

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する
法律第四条第一項の発信者情報を定める省令の一部を改正する省令案」
への意見募集で寄せられた御意見に対する考え方

平成23年9月

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する

法律第四条第一項の発信者情報を定める省令の一部を改正する省令案」への意見募集で寄せられた御意見について

○ 意見募集期間：平成 23 年 7 月 26 日（火）～ 平成 23 年 8 月 25 日（木）

○ 提出意見総数：1 件

（1）法人・団体 1 件

受付順	法人・団体意見提出者
1	日本国際映画著作権協会

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
省令案第四号から第七号	<p>私ども株式会社日本国際映画著作権協会（以下「当社」といいます）は、世界的に著名な映画製作・配給会社6社（パラマウント・ピクチャーズ・コーポレーション、ソニー・ピクチャーズ・エンターテイメント・インク、20世紀フォックス・コーポレーション、ユニバーサル・シティ・スタジオズLLC、ウォルト・ディズニー・スタジオ・モーション・ピクチャーズ、ワーナー・ブラザーズ・エンターテインメント・インク）を代表する米国の事業者団体モーション・ピクチャー・アソシエーション（「MPA」）の日本における子会社でございます。このたびは「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令の一部を改正する省令案」に関して、貴重な意見提出の機会を賜り、誠にありがたく存じます。</p> <p>今回の、携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別符号、SIMカード識別番号およびそれらのタイムスタンプを、開示の対象となる発信者情報に追加する旨の改正は、従来IPアドレスとタイムスタンプのみでは困難であった携帯電話からの権利侵害情報の発信者の特定に大変有効であり、当社は全面的に賛成するものであります。</p> <p>また、個体識別番号はそれ自体では個人を特定できないとしても、すでに令第一号から第四号までで開示の対象となっている発信者情報と組み合わせることにより、個人と通信内容を特定することが一層可能になる情報であります。したがって、グラジュエイテッド・レスポンス・プログラムや、知的財産権を侵害する違法有害情報を掲載するサイトから正規に許諾を受けたコンテンツを掲載する適法なサイトへのユーザのリダイレクト（本年6月7日公表「利用者視点を踏まえたICTサービスに係わる諸問題に関する研究会 プロバイダ責任制限法検証に関する提言」にいう「反復的な権利侵害行為への対策」の一種であります）をプロバイダに認めることを通じて、知的財産権を侵害するコンテンツを反復して送信する発信者に啓発や指導を行うシステムの導入についても道が開かれるものであり、今後はぜひこれらの導入についてもご検討いただければ幸いです。</p>	本省令案に賛成の御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	(日本国際映画著作権協会)	